公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和８年１１月４日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

岩沼市計画

岩沼市桜二丁目５９番地１

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福重企画　代表取締役　福重 祐作

仙台市太白区柳生一丁目１０番１３号

３　市町村の意見の概要

（１）交通安全及び円滑化に関する事項

ア　混雑時等における交通誘導員の配置及び周辺道路の渋滞防止について

店舗周辺の道路は朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生しており、開店に伴い更なる交通量の増加が見込まれる。

設置者及び小売業者においては周辺道路の混雑実態を深く認識し、開店当初や土日祝日の繁忙期、夕方の交通ピーク時間帯等においては、車両出入口や駐車場内に交通誘導員を適切に配置すること。

また、来店車両が周辺幹線道路（市道二木大通線等）や前面道路上に滞留し一般交通を阻害することのないよう、迅速な敷地内への引き込み誘導及び出庫誘導を徹底し、歩行者の安全確保と円滑な交通を確保すること。

なお、開店後に事業者の想定を超える渋滞や予期せぬ交通危険箇所が発生した場合には、事業者の責任において、交通誘導員の増員や敷地内誘導ルートの見直しなど、臨機応変かつ迅速に有効な追加対策を講じること。

イ　車両出入口付近における視界の確保及び注意喚起設備等の設置について

駐車場の各出入口付近においては、植栽や建築物等により死角が生じないよう、車両の運転手及び歩行者等の双方からの十分な視界確保すること。また、歩行者等との接触事故防止のため、出入口付近には「歩行者注意」「出庫注意」等の具体的な注意喚起表示や警告灯等を設置し、ドライバーへの一時停止や減速・徐行を促すなど、入出庫車両の事故防止と歩行者の安全対策を図ること。

ウ　市道二木大通線・通学路における安全確保について

店舗南側の市道二木大通線は小中学校の通学路に指定されており、当該道路から直接敷地内へアクセスする車両進入路においては、直進車両や通学児童をはじめとする歩行者等との錯綜、出会い頭の事故や追突事故のリスクが懸念される。

そのため、児童生徒の登下校時間帯においては、必要に応じた交通誘導員の配置を含め特に安全を確保すること。

また、当該出入口付近における敷地内の十分な見通し（視界）を確保するとともに、夜間・早朝の時間帯における視認性を高めるため適切な照明（照度）を確保すること。

エ　市道桜１５号線及び隣接する歩行者用通路における安全確保について

店舗西側に接する市道桜 15 号線は､隣接施設側と併せて複数の車両出入口が狭い路線沿いに近接して集中する道路環境にある。特に、近隣施設（保健センター）で住民健診等が実施される際に歩行者の往来が多くなることから、車両と歩行者等との錯綜による接触事故が強く懸念される。

そのため、敷地出入口を通過する車両に対して歩行者優先や徹底した徐行を促す注意喚起を施すとともに、路上に来店車両が滞留しないよう、通行量が多い時間帯や混雑時、住民健診等の実施時においては出入口付近へ交通誘導員を適切に配置し、隣接施設側とも連携を図りながら、歩行者等の安全確保に万全を期すこと。

オ　商品搬入車両の安全運転管理について

大型の搬入車両の頻繁な通行による接触事故を防止するため、搬入業者に対して安全運転を徹底するよう指導するとともに、深夜・早朝時間帯の通行にあたっては周辺の交通安全に格段の配慮を行うこと。

（２）防犯・夜間管理に関する事項

当該店舗は住宅地に近接した立地であり、夜間から深夜、早朝にかけての営業時間帯においては、万引き、駐車場内における車上荒らし、不審者の徘徊、若者のたむろ、治安・風紀の悪化やポイ捨て等のトラブルが懸念される。

そのため、防犯カメラの設置や巡回パトロール、照明の工夫、夜間の営業時間外における施錠を徹底するなど、適切な防犯対策を講じること。特に夜間から深夜・早朝の営業時間帯においては、敷地内及び駐車場における適切な照度の確保や定期的な見回り等を徹底し､周辺の防犯環境の保持に万全を期すこと。

（３）生活環境の保全に関する事項

ア　騒音・振動に関する事項

近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。特に、来客車両、従業員車両、商品等の搬出入車両に伴う騒音・振動対策を講じることとし、夜間においては基準等を超過する恐れがあることから、より確実な対策を講じること。

イ　光害に関する事項

屋外照明や広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分に行い、適切な光害対策を講じること。

ウ　周辺住民への苦情対応に関する事項

近隣住民等から生活環境に関する苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決にあたること。

4　地域住民等の意見の概要

（1）駐車需要の充足等交通に関する事項

ア　渋滞緩和および交通安全対策

（ア）二木大通線沿いの出入口や周辺道路における交通渋滞の発生及び事故を予防するため、必要な対策を講じること。

（イ）道路上にラバーポール等を設置する計画の有無を明示し、適切に対応すること。

（ウ）二木大通線と市道桜１５号線の交差点における信号機の新設・移設に伴う連続信号により、想定される交通渋滞を抑止する対策を講じること。

イ　出入口およびアクセスの再検討

（ア）事故防止および歩行者の安全確保のため、市道桜 15 号線に面する出入口（店舗・ドライブスルー等）の設置を取りやめ、既存の主要道路に面した出入口のみで運用するよう計画を見直すこと。

（イ）届出概要に記載された駐車場出入口数と、配置図上の出入口数・用途指定に相違が見られるため、正確な配置計画を説明すること。

（2）廃棄物に関する事項

ア　保管施設の位置および環境対策

（ア）住宅に近接して配置されている廃棄物保管施設について、悪臭や景観への影響に配慮し、配置の再検討および改善を行うこと。

（イ）生鮮食品の販売に伴い発生する廃棄物について、十分な悪臭防止対策を講じること。

（3）歩行者の通行の利便の確保に関する事項

ア　歩道整備および安全対策

（ア）隣接する公共施設（岩沼市保健センター等）の利用者や、車いす・ベビーカー利用者をはじめとする歩行者の安全を確保するため、歩道幅員を拡大（2m 以上等）すること。

（イ）車道と歩道（カラー舗装）が同フラット構造であることによる車両との接触事故を防止するため、歩車道境界ブロックやガードレール等の物理的な分離施設を設置すること。

（4）街並みづくりに関する事項

敷地境界（認定道路と駐車場との間）にU字溝等を設けるなど、雨水の宅内処理を徹底し、周辺道路への雨水流入や浸水リスクを防止する対策を講じるこ

と。

（５）騒音に関する事項

ア　施設設備の騒音・防音対策

（ア）空調室外機、冷凍・保冷設備、排気設備等の位置、向き、稼働時間等に配慮し、住宅側への適切な防音壁や防音フェンスの設置など遮音対策を講じること。

（イ）敷地境界付近に配置される建物や各種設備（室外機、ドライブスルー等）について、隣接住宅地への騒音被害を防止する配慮を行うこと。

イ　車両・営業活動に伴う騒音対策

（ア）搬入車両や来店車両の走行音、アイドリング、夜間・早朝および深夜営業に伴う騒音防止対策を徹底すること。

ウ　工事期間中の対応

（ア）建設工事段階における騒音・振動・防塵対策（適切な高さの防音シート設置等）を講じるとともに、作業時間帯や施工日程に関する合意事項を遵守すること。

（６）その他の事項

ア　営業時間および夜間照明（光害）・防犯対策

（ア）２４時間開放される駐車場および深夜営業に伴う不審者・迷惑車両の侵入を防止するため、管理体制や防犯管理方法を明示し徹底すること。

（イ）店舗や駐車場の夜間照明による近隣住宅への光害を防止する対策を講じること。

（ウ）出店計画概要上の営業時間（２４時間）と実際の営業時間の乖離について、分かりやすく説明すること。

イ　住民対応および管理体制

（ア）排気設備等から発生する臭気対策を講じること。

（イ）苦情相談窓口、対応責任者、および問題発生時の対応手順を住民へ明示すること。

（ウ）住民説明会で出された意見や懸念事項について、今後の計画および運営管理にどのように反映・履行するか具体的に示すとともに、必要に応じて再説明等の丁寧な対応を行うこと。

ウ　出店計画および手続きに対する対応要求

（ア）周辺の過当競争状況にもかかわらず出店する目的を明示するとともに、住宅地および公共施設に近接する立地環境や周辺の過当競争状況を踏まえ、出店目的を説明するとともに、出店計画による市民生活への悪影響や不便が生じないよう配慮すること。

（イ）これまでの住民説明会や建設工事における対応不備に対する懸念を払拭するため、届出に記載した管理計画（騒音対策・安全管理等）を確実に履行し、適正な施工・運営管理体制を確立すること。

（ウ）住民の不安や反対意見に対して真摯に向き合い、計画の中止・撤退を含めた見直しを行うこと。

エ　県および市に対する指導・対応の要望

（ア）周辺住民の生活環境保持や保健センター等の公共施設の安全利用を最優先に考え、事業者に対して計画見直しや厳格な是正勧告・指導を行うこと。

（イ）県は、「生活環境の保持、その配慮がされることの確保」に向け、市に対しても強い指導・勧告等を行うこと。

※市町村及び住民意見の原文については、下記縦覧場所において縦覧に供する。

5　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

6　縦覧期間

令和８年１１月４日から令和８年１２月４日まで（ただし、閉庁日を除く。）